有価証券報告書の訂正報告書

 事業年度
 自
 平成18年 4月 1日

 (第139期)
 至
 平成19年 3月31日

エンシュウ株式会社

343009

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年11月30日

【事業年度】 第139期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 エンシュウ株式会社

【英訳名】 ENSHU Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 安 茂 夫

【本店の所在の場所】 静岡県浜松市南区高塚町4888番地

【電話番号】 (053)447-2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 千 賀 伸 一

【最寄りの連絡場所】 静岡県浜松市南区高塚町4888番地

【電話番号】 (053)447-2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 千 賀 伸 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第139期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (9) 記載なし
- (10) 記載なし
- (11) 記載なし

(訂正後)

(9) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨も定款で定めております。

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

①自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

②中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議 決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。